

議案第48号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第3号ア中「平均障害程度区分」及び「厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値」を「平均障害支援区分」に改める。

第59条第8項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第89条第3項中「第52条第1項第2号イ及びエ、第7項並びに」を「第52条第1項第2号エ及び」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第49号

大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成16年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「サービスを」の次に「本市の住民基本台帳に記録され、かつ、」を加え、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 受付用端末機（証明書等の交付の請求の用に供するために本市が設置した端末機で、本市の電子計算機と電気通信回線で接続されたものをいう。）を利用して、住民票の写し、住民票記載事項証明書及び印鑑登録証明書を交付するサービス

第2条 大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 民間端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）を利用して、住民票の写し及び印鑑登録証明書を交付するサービス

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

議案第 50 号

大津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市印鑑条例の一部を改正する条例

大津市印鑑条例（昭和 45 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 4 項中「カード登録者は、」の次に「カード及び受付用端末機（カード条例第 2 条第 2 号に規定する受付用端末機をいう。）を利用して印鑑登録証明書の交付を請求し、又は」を加え、「証明書自動交付機」を「民間端末機（同条第 3 号に規定する民間端末機をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条第 4 項の改正規定中「証明書自動交付機」を「民間端末機（同条第 3 号に規定する民間端末機をいう。）」に改める部分は、大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 号）第 2 条の規定の施行の日から施行する。

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第16項中「1,050円」を「1,080円」に、「520円」を「540円」に改め、同表第17項第3号の表製造所の項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同号の表貯蔵所の項中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に、「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同号の表取扱所の項中「91,000円」を「92,000円」に改め、別表第17項第7号の表溶接部検査の項中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、別表第17項第9号の表特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。）の項中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000

円」に、「1, 160, 000円」を「1, 210, 000円」に、「2, 830, 000円」を「2, 950, 000円」に、「3, 470, 000円」を「3, 620, 000円」に、「4, 000, 000円」を「4, 170, 000円」に改め、別表第20項第2号中「2, 650円」を「2, 720円」に改め、同項第4号中「3, 400円」を「3, 490円」に改め、同表第21項第7号から第9号までの規定中「3, 400円」を「3, 490円」に改め、同表第51項及び第52項の規定中「100分の105」を「100分の108」に改め、同表第54項の表中「10, 500円」を「10, 800円」に、「11, 550円」を「11, 880円」に、「13, 650円」を「14, 040円」に、「15, 750円」を「16, 200円」に改め、別表第60項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「100分の105」を「100分の108」に改める。

第2条 大津市手数料条例の一部を次のように改正する。

附則第5項を削り、附則に次の見出し及び2項を加える。

（住民基本台帳カードの交付手数料の不徴収）

- 5 別表第30項の規定にかかわらず、住民基本台帳カード（大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第 号。以下この項において「一部改正条例」という。）第1条の規定による改正前の大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成16年条例第3号）第2条各号に掲げるサービスを受けるために必要な情報の記録を平成24年7月8日以前に受けたものであって、その有効期間が平成26年7月1日以後に満了するものに限る。）の交付を受けている者が、一部改正条例第2条の規定による改正後の大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例（次項において「新カード条例」という。）第2条第3号に掲げるサービスを受けるために、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の18第1項の規定による当該住民基本台帳カードの有効期間内の交付を受ける場合にあつては、手数料を徴収しない。
- 6 別表第30項の規定にかかわらず、大津市民カード（その有効期間が平成26年7月1日以後に満了するものに限る。）の交付を受けている者が、新カード条例第2条第3号に掲げるサービスを受けるために、当該大津市民カードの有効期間内において、当該大津市民カードに代えて住民基本台帳カードの交付を受ける場合にあつては、手数料を徴収しない。

第3条 大津市手数料条例の一部を次のように改正する。

附則第5項の前の見出し並びに同項及び附則第6項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例

大津市医療費助成条例（昭和 48 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中ウを削り、エをウとし、オを削り、同号カ中「6 歳に達した日の属する月の末日」を「6 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日」に改め、同号中カをエとし、キを削り、同項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 12 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を経過していない者のうち病院又は診療所に入
院したもの（前各号に該当する者を除く。）

第 2 条第 2 項第 4 号中「前項第 6 号」を「前項第 7 号」に改め、同項第 5 号中「前項第 7 号」を「前項第 8 号」に改め、同項第 6 号中「前項第 8 号」を「前項第 9 号」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 2 条第 1 項第 8 号」を「第 2 条第 1 項第 9 号」に改め、同項第 1 号中「第 6 号まで」を「第 7 号まで」に、「及び第 6 号」を「及び第 7 号」に改め、同号エ中「第 2 条第 1 項第 6 号」を「第 2 条第 1 項第 7 号」に改め、同項第 2 号中「第 2 条第 1 項第 7 号」を「第 2 条第 1 項第 8 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「対象者」の次に「(第 2 条第 1 項第 6 号の対象者を除く。)」を加える。

第 5 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(支給の方法)」を付する。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 市長は、第 2 条第 1 項第 6 号の対象者が保険医療機関等で入院に係る医療を受け、医療保険各法による負担額を支払った後に、当該対象者又はその扶養義務者の申請に基づき、これ

らの者に対し、当該入院に係る医療費を支給するものとする。

第7条中「第6号」を「第7号」に、「同項第7号」を「同項第8号」に改める。

第10条中「受給者」の次に「又は第2条第1項第6号の対象者」を加える。

第12条中「第7号」を「第8号」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

大津市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

大津市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

大津市都市計画審議会条例（昭和44年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「審議会」の次に「の会議」を加える。

第9条中「について」を「に関し」に、「市長が」を「会長が会議に諮って」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（専門部会）

第8条 審議会に、必要に応じ、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第1項中「第3条第2項第1号に掲げる委員のうちから、委員」とあるのは「当該専門部会の委員」と、同条第3項中「委員」とあるのは「専門部会の委員」と、前条第2項及び第3項中「委員及び」とあるのは「当該専門部会の委員及び」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成 2 6 年 2 月 1 7 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条の見出しを「（可動堰^{せき}の管理施設等）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 可動堰^{せき}を設ける場合において、当該可動堰^{せき}を操作する者の安全を確保するため必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により可動部のゲートの開閉を行うことができるものとするものとする。

第 3 3 条の見出しを「（水門及び樋門^ひの管理施設等）」に改める。

第 5 0 条第 2 項中「第 2 4 条」を「第 2 4 条第 1 項」に改める。

第 5 3 条中「法」の次に「第 1 0 0 条第 1 項において準用する法」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

大津市準用河川占用料条例の一部を改正する条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

大津市準用河川占用料条例（平成 12 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「から第 25 条までの許可」を「、第 24 条若しくは第 25 条の許可又は法第 23 条の 2 の登録（以下「許可等」という。）」に改め、同条第 2 項中「許可」を「許可等」に改める。

第 3 条第 2 号中「占用」を「を占用」に改める。

第 4 条中「許可」を「許可等」に改める。

別表第 1 から別表第 3 までの規定中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 から別表第 3 までの改正規定及び次項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 から別表第 3 までの規定は、前項ただし書に規定する日以後に徴収する同日以後の期間に係る流水占用料等について適用する。

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「100分の5」を「100分の8」に改める。

第31条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、公衆浴場用の項に掲げる料金は、簡易水道には適用しない。

第31条第1項の表中「882.00円」を「907.20円」に、「1,176.00円」を「1,209.60円」に、「1,449.00円」を「1,490.40円」に、「3,402.00円」を「3,499.20円」に、「3,717.00円」を「3,823.20円」に、「4,662.00円」を「4,795.20円」に、「9,345.00円」を「9,612.00円」に、「15,015.00円」を「15,444.00円」に、「21,945.00円」を「22,572.00円」に、「130.20円」を「133.92円」に、「160.65円」を「165.24円」に、「191.10円」を「196.56円」に、「221.55円」を「227.88円」に、「252.00円」を「259.20円」に、「5,880.00円」を「6,048.00円」に、「63.00円」を「64.80円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表において「公衆浴場用」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場で、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものの用に供するものをいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第31条第1項に後段を加える改正規定及び同項の表備考の改正規定並びに附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大津市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用（以下この項において「特定継続供給に係る水道の使用」という。）にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分（以下この項において「経過措置適用部分」という。））の当該確定した料金（特定継続供給に係る水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 4 この条例による改正前の大津市水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項、第21条第1項及び第2項並びに第22条に規定する工事又は修繕（以下この項において「工事等」という。）のうち、施行日以後に工事等が完成するもの又は水道の供給が開始されるものの使用者の負担金額の算定に当たっては、新条例の規定を適用する。ただし、平成25年10月1日前に契約が成立し、施行日以後に工事等が完成するものについては、旧条例の規定を適用する。この場合において、同月1日以後に契約の変更を行い増額となった契約金額については、新条例の規定を適用する。

(大津市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 5 大津市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例（平成20年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中大津市水道事業給水条例第31条第1項の改正規定を次のように改める。

第31条第1項後段を削る。

議案第 57 号

大津市防災対策推進条例の一部を改正する条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市防災対策推進条例の一部を改正する条例

大津市防災対策推進条例（平成 22 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「第 5 条第 2 項」を「第 2 条の 2 第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 58 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 21 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 17 日提出

大津市長 越 直 美

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 大田廃棄物最終処分場（第 2 期）土木工事 |
| 2 工 事 場 所 | 大津市大石曾束町 |
| 3 工 事 概 要 | 造成面積 27,680 平方メートル
造成工事 一式
遮水工事 一式
雨水集排水施設工事 一式
地下水集排水施設工事 一式
浸出水集排水施設工事 一式
埋立ガス施設工事 一式
道路設備工事 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 504,122,400 円 |
| 6 契約の相手方 | 大津市大江二丁目 33 番 3 号
株式会社内田組 |

議案第59号

製造請負契約の締結について

次のとおり製造請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

- 1 製造品名 消防艇
- 2 製造概要 船質 耐食アルミニウム合金
寸法 全長 19.00メートル以下
最大幅 4.40メートル以下
総トン数 19トン
- 3 契約方法 一般競争入札
- 4 契約金額 334,800,000円
- 5 契約の相手方 大津市今堅田一丁目2番20号
株式会社空兵衛造船所

議案第60号

工事請負契約の変更について

平成25年11月12日に市議会の議決（議案第182号）を経てアタカ大機株式会社との間に締結した大田廃棄物最終処分場（第2期）浸出水処理施設建設工事の工事請負契約の一部を次のとおり変更することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

1 変更する事項

契約金額

「1,224,090,000円」を「1,259,064,000円」に変更する。

2 変更する理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、契約金額を改定後の税率に対応する額に改める必要が生じたため

議案第 6 1 号

訴えの提起について

大津市営住宅の明渡請求等の訴えを提起することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年2月17日提出

大 津 市 長 越 直 美

1 被告となるべき者

[REDACTED]
[REDACTED]

2 請求の趣旨

上記の者（以下「被告」という。）に対し、第4項記載の大津市営住宅（以下「本件市営住宅」という。）の明渡し及び家賃相当損害賠償金の支払を求めて訴えを提起する。

3 事件の概要

- (1) 本市は、昭和54年2月20日、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例に基づき、被告の母である訴外[](以下「[]」という。)に対し、本件市営住宅の使用を許可した。
- (2) []の同居人であった被告は、平成10年12月16日頃、本件市営住宅から退去し、[]に転居した。
- (3) []は、平成22年4月28日、死去した。
- (4) 被告は、[]が死去する前後、遅くとも平成23年3月14日頃までには、本件市営住宅に不正に再入居した。
- (5) 本市は、被告に対し、再三、本件市営住宅の明渡しを請求したが、被告はこれに応じなかった。
- (6) よって、前項の請求の趣旨により訴えを提起する。

4 本件市営住宅の表示



5 上訴の方針

判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

議案第62号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 旧竹林院
- 2 指定管理者 大津市坂本六丁目1番13号
坂本観光協会
会長 上延 安正
- 3 指定期間 平成26年8月1日から平成29年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 北比良旧舟だまり公園、南比良旧舟だまり公園、清林パーク、栗の実広場、虹が丘南公園、和邇公園、南浜旧舟だまり公園、和邇春日多目的広場、和邇春日三丁目公園、小野妹子公園、水明東公園、水明緑地公園、水明一丁目運動広場、水明西公園、朝日公園、朝日緑地公園、湖青南公園、湖青北公園、やまゆり公園、下龍華児童公園、真野川児童公園、真野六丁目公園、真野六丁目緑道、向陽公園、花園児童公園、花園緑地、まんだら公園、陽明公園、みどり公園、清和公園、本堅田児童公園、堅田臨水児童公園、堅田雄琴湖岸公園、^{いざよい}十六夜公園、堅田南児童公園、堅田かや児童公園、堅田駅前第 2 公園、大友桜公園、衣川児童公園、衣川台地児童公園、天神川緑地、堅田内湖公園、堅田西児童公園、堅田北児童公園、堅田東児童公園、御所之山公園、仰木西公園、御呂戸川緑地、けやき通児童公園、奥の野児童公園、東山緑地、このみ公園、雄琴駅北街区公園、ゆめ公園、仰木東公園、くぬぎ緑地、おやま公園、さとひがし公園、さとみ緑地、雄琴西公園、雄琴川緑地、かざみ公園、出口公園、のぞみ公園、雄琴三丁目緑地、雄琴臨水公園、雄琴湖岸緑地、ことみ公園、苗鹿さくら公園、坂本石積みの郷公園、大宮川緑地、袋古墳緑地、坂本児童公園、坂本北街区公園、日吉台第 1 公園、高橋川緑地、日吉台第 2 公園、日吉台第 3 公園、日吉台第 4 公園、日吉台第 5 公園、日吉台第 6 公園、日吉台第 7 公園、日吉台第 8 公園、日吉台第 9 公園、日吉台第 10 公園、日吉台第 11 公園、新唐崎公園、比叡辻臨水公園、唐崎隣松園緑地、唐崎駅前公園、あかね町児童公園、際川児童公園、高砂古墳公園、皇子が丘公園、西大津駅前緑道、比叡平一丁目児童公園、比叡平第 1 公

園、比叡平第2公園、比叡平第3公園、比叡平第4公園、山中児童公園、蟬丸の里公園、稲葉台児童公園、尾花川公園、皇子山総合運動公園、川口公園、長等公園、大津駅前児童公園、逢坂丸山公園、本宮公園、大津駅前公園、大津湖岸なぎさ公園（ヴェルツブルクハウス及びにおの浜ふれあいスポーツセンターを除く。）、におの浜緑地、におの浜児童公園、馬場児童公園、鶴の里公園、池ノ内公園、鶴の里東公園、鶴の里緑地、音羽街区公園、呼次松児童公園、相模川緑地、膳所城跡公園、中庄児童公園、湖城が丘街区公園、池の内緑地、茶臼山公園、富士見台児童公園、ベルヴィ公園、富士見ふれあい公園、唐橋小橋公園、北大路街区公園、北大路三丁目東児童公園、北大路三丁目西児童公園、螢谷公園、国分ふれあい公園、伽藍山公園、寺津児童公園、石山公園、多羅川緑地、大平公園、大平緑地、丸山公園、南郷公園、南郷朝日が丘公園、月見台公園、南郷上山公園、上ノ山第1公園、岡ノ平児童公園、東が丘公園、曾束緑地、大石緑地（スポーツ村の一部に限る。）、グリム公園、イソップ公園、アンデルセン公園、大石グリーンパーク、桜公園、桜谷第一児童公園、大石東児童公園、佐久奈度公園、田上公園、山田児童公園、もみじが丘公園、もみじが丘緑地、小山児童公園、稲津南児童公園、稲津児童公園、湖南台地東児童公園、湖南台地西児童公園、大戸川緑地、サンシャインパーク、大鳥居街区公園、新免児童公園、青山東児童公園、大津草津緑地、青山西児童公園、青山中央公園、青山中児童公園、青山南児童公園、松が丘緑地、松が丘東児童公園、松が丘北児童公園、松が丘西児童公園、唐橋公園、瀬田川緑地、瀬田新緑苑児童公園、建部児童公園、野郷原児童公園、松陽第1公園、松陽第2公園、松陽第3公園、瀬田湖岸緑地、宮ノ下公園、久保江児童公園、野々下児童公園、山口街区公園、大江児童公園、フォレオー里山公園、瀬田駅前西公園、瀬田駅前児童公園、大萱児童公園、瀬田焼野児童公園、四反田児童公園、茶屋前児童公園、一里山公園、長沢川緑地、小松原児童公園、瀬田公園、ローズベイー里山公園、瀬田ベルヴィ公園、月輪大池公園、新ノ池公園及びベル北公園

2 指 定 管 理 者 大津市浜大津四丁目1番1号

公益財団法人大津市公園緑地協会

3 指 定 期 間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第 6 4 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 6 年 2 月 1 7 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 柳が崎湖畔公園
- 2 指 定 管 理 者 京阪・琵琶湖汽船グループ
 構成団体 大津市島の関 2 番 8 号
 琵琶湖汽船株式会社
 大阪府枚方市伊加賀寿町 1 番 5 号
 京阪園芸株式会社
- 3 指 定 期 間 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第65号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津湖岸なぎさ公園におの浜ふれあいスポーツセンター
- 2 指定管理者 ビバ・オリックス・日本リコmendグループ
構成団体 京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町680番地1
株式会社ビバ
京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99番地
オリックス・ファシリティーズ株式会社
東京都港区芝二丁目8番18号202
日本リコmend株式会社
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第 66 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年2月17日提出

大 津 市 長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市スポーツハウス・リバーヒル大石及び大石緑地スポーツ村（スポーツ村の一部を除く。）
- 2 指 定 管 理 者 大津市浜大津四丁目1番1号
公益財団法人大津市公園緑地協会
- 3 指 定 期 間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

議案第 67 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津京駅前公共駐車場、明日都浜大津公共駐車場、大津駅南口公共駐車場、大津駅北口公共駐車場、膳所駅前公共駐車場、晴嵐公共駐車場及び大津市浜大津公共駐車場
- 2 指 定 管 理 者 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号
 浜大津都市開発株式会社
- 3 指 定 期 間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

議案第 6 8 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 7 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 6 年 2 月 1 7 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- 1 契 約 金 額 1 5, 6 0 0, 0 0 0 円を上限とする額
- 2 契 約 期 間 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで
- 3 契約の相手方 大津市一里山四丁目 1 2 番 2 5 号

公認会計士 野口 真一

議案第 69 号

町の区域の変更について

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）の規定に基づく大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業に係る同法第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から、次のとおり町の区域を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 17 日提出

大津市長 越 直 美

変更前		変更後
町	地番	町
春日町	47、47の1から47の6まで、48、48の1、49、49の1、50の一部、50の1の一部、50の2の一部、66の一部、67の一部、122の2の一部、122の6から122の8までの各一部、123から126までの各一部、126の1の一部、126の3の一部、128の1の一部、128の2、129の一部、130の一部、130の1、131の一部、132の1から132の12まで、132の13の一部、133の一部、134の1から134の4まで、134の10、134の11、135の1の一部、135の2の一部、135の3、136の一部、137の一部、137の1の一部、137の2の一部、139の1から139の3までの各一部、139の4、139の5、139の7、141から143までの各一部、144の1、144の2、144の3の一部、145から147までの各一部	御幸町
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である国有地及び市有地の全部については、変更後の区域に編入する。		

参考

1 : 2, 500

変更前の町界

変更後の町界 - - - - -

京阪電鉄京津線

上栄町駅

国道161号

御幸町

春日町

主要地方道大津停車場線

J R 東海道本線琵琶湖線

大津駅

国道1号